

岩手県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第493号）で公示した公共測量を終了した旨大船渡市長から次のとおり通知があった。

平成25年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡市大船渡町字茶屋前地内ほか
- 2 実施した期間 平成24年6月28日から平成25年3月25日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び現地測量）